

【令和5年4月1日 施行】

別表第1 視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域（第25条関係）

区分	通学区域（学校教育法施行令第14条第2項の規定により、左欄の視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校を就学させるべき特別支援学校として指定する児童生徒等の住所地の範囲）
北海道札幌視覚支援学校	札幌市、小樽市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、苫小牧市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町
北海道函館盲学校	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町及びせたな町
北海道旭川盲学校	旭川市、北見市（留辺蘂町及び常呂町の区域に限る。）、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町
北海道帯広盲学校	釧路市、帯広市、北見市（留辺蘂町及び常呂町の区域を除く。）、網走市、根室市、富良野市、南富良野町、占冠村、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、大空町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町

別表第2 聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域（第25条関係）

区分	通学区域（学校教育法施行令第14条第2項の規定により、左欄の聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校を就学させるべき特別支援学校として指定する児童生徒等の住所地の範囲）
北海道札幌聾学校	札幌市、小樽市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、島牧村、寿都町、黒松内村、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町及び新十津川町

北海道室蘭聾学校	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町
北海道函館聾学校	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町及びせたな町
北海道旭川聾学校	旭川市、北見市（留辺蘂町及び常呂町の区域に限る。）、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町
北海道帯広聾学校	帯広市、北見市（留辺蘂町及び常呂町の区域を除く。）、富良野市、南富良野町、占冠村、訓子府町、置戸町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町
北海道釧路鶴野支援学校	釧路市、網走市、根室市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、大空町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町

別表第3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域（第25条関係）

区分	通学区域（学校教育法施行令第14条第2項の規定により、左欄の知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校を就学させるべき特別支援学校として指定する児童生徒等の住所地の範囲）
北海道美唄養護学校	岩見沢市（栗沢町の区域を除く。）、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市（浜益区の区域に限る。）、奈井江町、上砂川町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町及び幌加内町
北海道南幌養護学校	夕張市、岩見沢市（栗沢町の区域に限る。）、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、当別町、新篠津村、南幌町、由仁町、長沼町及び栗山町
北海道札幌養護学校	札幌市の区域のうち東区、白石区、厚別区及び清田区
北海道札幌養護学校共栄分校	北海道南幌養護学校及び北海道札幌養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの
北海道星置養護学校	札幌市の区域のうち北区、西区及び手稲区並びに石狩市（浜益区の区域を除く。）
北海道札幌伏見支援学校	札幌市の区域のうち中央区、豊平区及び南区
北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校	社会福祉法人北海道社会福祉事業団もなみ学園に入所している者及び北海道札幌伏見支援学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの
北海道余市養護学校	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村
北海道余市養護学校しりべし学園分校	社会福祉法人黒松内つくし園しりべし学園に入所している者及び北海道余市養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長

	が定めるもの
北海道室蘭養護学校	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町及び洞爺湖町
北海道苫小牧支援学校	苫小牧市、白老町及び安平町の区域のうち、通学が可能な地域
北海道平取養護学校	厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町並びに苫小牧市、白老町及び安平町の区域のうち、北海道苫小牧支援学校の通学区域を除く地域
北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校	社会福祉法人静内ペテカリしずない心の杜に入所している者及び北海道平取養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの
北海道七飯養護学校	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町及びせたな町
北海道七飯養護学校おしま学園分校	社会福祉法人侑愛会おしま学園に入所している者及び北海道七飯養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの
北海道鷹栖養護学校	旭川市の区域のうち石狩川以北の地域、留萌市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、比布町、愛別町、上川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町及び初山別村
北海道東川養護学校	旭川市の区域のうち石狩川以南の地域、東神楽町、当麻町及び東川町
北海道稚内養護学校	稚内市、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町及び幌延町
北海道北見支援学校	北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町及び大空町の区域のうち、通学が可能な地域
北海道紋別養護学校	網走市、紋別市、斜里町、清里町、小清水町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町並びに北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町及び大空町の区域のうち、北海道北見支援学校の通学区域を除く地域
北海道紋別養護学校ひまわり学園分校	社会福祉法人北光福祉会ひまわり学園に入所している者及び北海道紋別養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの
北海道帯広養護学校	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町
北海道釧路養護学校	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町
北海道中標津支援学校	根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町

備考 この表において「通学が可能な地域」とは、公共交通機関又は自家用車等によりおおむね1時間以内で通学できる地域をいう。

別表第4 肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域（第25条関係）

区分	通学区域（学校教育法施行令第14条第2項の規定により、左欄の肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校を就学させるべき特別支援学校として指定する児童生徒等の住所地の範囲）
北海道真駒内養護学校	札幌市の区域のうち中央区、白石区、厚別区、豊平区、清田区及

	び南区並びに室蘭市、苫小牧市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町
北海道手稲養護学校	北海道立子ども総合医療・療育センターに入所している者
北海道拓北養護学校	札幌市の区域のうち北区、東区、西区及び手稲区並びに小樽市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市、当別町、新篠津村、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町及び幌加内町
北海道函館養護学校	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町及びせたな町
北海道旭川養護学校	北海道立旭川子ども総合療育センターに入所している者
北海道網走養護学校	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、留萌市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町

別表第5 病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校通学区域（第25条関係）

区分	通学区域（学校教育法施行令第14条第2項の規定により、左欄の病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う道立特別支援学校を就学させるべき特別支援学校として指定する児童生徒等の住所地の範囲）
北海道手稲養護学校	北海道立子ども総合医療・療育センターに入院している者
北海道手稲養護学校三角山分校	独立行政法人国立病院機構北海道医療センターに入院している者